

「議会基本条例に関する部会」での検討内容のまとめ

◆部会開催実績

平成30年10月1日（月）、11月8日（木）
計2回

◆検討内容

第19条～第23条の条文検討

◆検討内容の概要

第19条（一般質問）

- 見直した主な内容
 - ・文言の修正

修正前	修正後
議員は、各定例会において、区長等に対し区政一般に関して質問することができるとともに、自らの政策提言についての認識を質す機会を有しています。	議員は、各定例会の本会議において、区長等に対し区政一般に関して質問することができるとともに、自らの政策提言についての認識を質す機会を有しています。

- ・「各定例会」→「各定例会の本会議」に修正

第20条（代表質問）

- 見直した主な内容
 - ・主語を「議会は～」とし、代表質問を行う機会を設けている、という書き方に修正する。
 - ・解説に、効率的な議会運営のため、所定の事項については代表質問制をとっていること、交渉会派の代表者が質問することができることを記載する。
 - ・この条の解説で「交渉会派」に触れることに伴い、第7条（会派）の解説に交渉会派の説明を入れることとする。

第21条（常任委員会）

- 見直した主な内容
 - ・第1項の文言修正

修正前	修正後
議会は、本会議の議決により付議された事項を詳細に審査及び調査するため、次の委員会を設置します。	議会は、本会議の議決により付議された事項を審査及び調査するため、次の常任委員会を設置します。

- ① 「詳細に」を削除 ※詳細に審査することは、解説に記載する。
 ② 「次の委員会を…」→「次の常任委員会を…」に修正

・解説に、委員会中心主義であること、委員会はより詳細に審査を行う場であることを記載する。

第22条（議会運営委員会）

○見直した主な内容

- ・議運の所管事項は、円滑な議会運営を図ることだけでなく、請願・陳情の審査も行っているため、そのことも盛り込んだ条文に修正する。
- ・地方自治法 109 条第 3 項に所管事項の規定があるため、解説にその内容を記載する。
- ・解説に、理事会についての説明を記載する。

第23条（特別委員会）

○見直した主な内容

- ・第 2 項 議員全員で構成する特別委員会の規定を修正

修正前	修正後
2 次の事項については、その重要性に鑑み、議員全員で構成する特別委員会を設置するものとします。	2 次の事項については、その重要性に鑑み、議員全員で構成する特別委員会を設置するものとします。
一 予算の審査（小規模な補正予算を除く） 予算特別委員会	一 当初予算の審査 予算特別委員会
二 決算の審査 決算特別委員会	二 決算の審査 決算特別委員会
三 杉並区自治基本条例の改廃 自治基本条例に関する特別委員会	三 その他議決により必要と認める事項
四 杉並区議会基本条例の改廃 議会基本条例に関する特別委員会	
五 杉並区基本構想の策定及び変更 基本構想に関する特別委員会	
六 その他議会運営委員会の議決により必要と認める事項	

① 三、四、五の記載を削除

※特別委員会は必要に応じて設置するものであるため、具体的な委員会の記載は、毎年必ず設置する予算特別委員会、決算特別委員会のみとした。

② 六の文言修正

※議会運営委員会ではなく、本会議の議決で決定するため、修正した。

・解説に、現在設置している委員会名、過去に設置した議員全員が委員の委員会名を記載する。